

第3次磐田市男女共同参画プラン(案)に対する意見募集について(結果)

- 1 募集期間 令和4年1月 27 日(木)～令和4年2月3日(木)
 2 提出状況 7件(2名)
 3 意見内容とそれに対する市の考え方

No.	項目	意見内容	市の考え方
1	P,31 数値目標の設定による推進	プランの推進体制に述べられている指標 1～9 が達成されたとして、男女共同参画が推進されたといえるでしょうか？あまりに低い指標と目標のように思います。	目標値は中長期的な視点を持ち、できることから着実に実現する考えのもと設定しています。 また、男女共同参画は数値目標に掲げた施策だけでなく、32の具体的施策を着実に実施することで推進を図ってまいります。
2		男女共同参画社会の推進を実効性のあるものにし実現するために、基本的施策を重点施策と位置付けるならば、本来なら市の直轄で運営すべき男女共同参画センターの機能を回復させていただきたいと考えます。男女共同参画社会の実現に向けた意識改革は短期に成果がでるものではありませんが、それだからこそ拠点がある継続した施策が必要です。今は、世界的な流れの中で意識改革のチャンスだと思います。男女共同参画センターに予算を付け、人を配置し、事業を展開して、男女共同参画を推進する人を育てることを提案します。	男女共同参画センターの機能は、担当課である地域づくり応援課が担うとともに、市民活動センター“のっぽ”では受付や専門機関へ橋渡しをするなど、一部業務の補助を担っています。 地域づくり応援課には必要な人員と予算を付け、図書館や本庁舎でパネル展を開催するなど様々な啓発を実施しています。 また男女共同参画の推進は市全体で取り組む必要があるため、全課が男女共同参画の視点を持って事業実施することで推進を図ってまいります。
3	P,15 基本的施策(2) 具体的施策5 ジェンダー平等に関する情報収集と広報	取り組みの内容が、「情報を収集し市の取り組みと合わせて市刊行物や SNS 等を用いて市民へ広報する」ならば、刊行物そのものが、ジェンダー平等になっていないことがあるので、まず、担当は、全課とし、各課で情報収集し、ジェンダー平等の意識の醸成をする必要がある。	全課がジェンダー平等の意識をもって刊行物を作成する必要があると認識しています。全課の職員に向けた意識啓発を行うとともに、必要に応じて地域づくり応援課が各課の刊行物に表現等について指導してまいります。

4	<p>P,15 基本的施策(2) 具体的施策6 地域や家庭における固定的役割分担意識や無意識の思い込みに気付く学習機会の提供</p>	<p>「交流センター、家庭教育出前講座、講演会などを通じて思い込みに気づき意識を変えるきっかけとなる学習機会を提供する」ならば、まず、講座を企画する担当者の高い意識と見識が必要なので、設置条例にある「ともしあ」の機能を活かし、担当者、市民への「継続した学習機会の提供」が必要です。</p> <p>令和3年3月1日に「人生に効く脳科学～脳が作り出す男女のミゾ、人生の波～」を男女共同参画講演会として浜松いわ信ワーキングレディースクラブと共催で地域づくり応援課が共催した後、今日まで、市を始め、全ての交流センターが「思い込みに気づく意識を変えるきっかけ講座」どころかそのかけらほどの講座も講演会も実施されていません。</p>	<p>市民へ継続した学習機会の提供が必要だと認識しています。そのために男女共同参画に関する講演会を関係課が連携して開催したり、民間団体と共催するなど、様々な方法による学習機会を提供してまいります。また講座を企画する職員の意識と見識を高めるよう努めてまいります。</p>
5	<p>P,21 基本的施策(4) 具体的施策⑧ 相談窓口の周知や被害者に対する支援の充実 具体的施策 13 関係機関と連携強化による被害者の自立支援</p>	<p>「DV防止等のネットワーク連絡協議会」の定期的開催 市(関係各課)・県(地区担当者出先機関)・施設・警察・事業者団体等 被害者の支援と加害者の教育 担当課として地域づくり応援課、福祉課等の追加</p>	<p>本市は「DV防止等のネットワーク連絡協議会」を「要保護児童等対策協議会」と合わせて設置しています。</p> <p>協議会には、民生児童委員協議会や児童相談所、警察署などの外部関係機関及び必要に応じて関係課が出席し、様々な視点による協議を行っています。</p> <p>担当課として当該事案に関する相談窓口を記載していますが、事案の内容に応じて庁内の関係部署と連携して対応してまいります。</p> <p>また被害者や加害者を出さないために注意喚起や情報提供を行うなど、啓発を推進してまいります。</p>

6	<p>P,28 基本的施策(7) 具体的施策⑮ 市の審議会等へ女性参画と公募委員の登用を促進 具体的施策⑰ 事業所や地域活動団体の方針決定や過程に女性参画を促進</p>	<p>「女性の参画率が目標値を下回る審議会等の所管課に対し指導」を行い、「公募委員の登用を促進」「方針決定や過程に女性参画を促進」とありますが、審議会委員の構成中、各団体代表者に女性を依頼したり、所管課から女性委員の推薦を依頼されたり、公募委員に女性を期待するには、事例紹介や啓発紙などだけでは難しいです。</p> <p>男女市民、事業所、地域活動団体に向けた、「継続した・登用のための確かな講座」を繰り返し行う必要があると思います。</p> <p>なぜならば、方針決定や過程、審議会への参画は、「委員になったら、何を求められ、どんな感性をもつての参画が必要か」、情報提供・学習機会を提供したうえでなければ、応募する人は限られるからです。</p>	<p>事例紹介や啓発紙などで女性登用等の促進を図るのは、難しいと認識しています。このため庁内においては委員の改選次に合わせ、施策の方針決定や過程の場に多様な視点による意見を取り入れるため、性別に偏りのない委員登用と公募を積極的に行うよう指導しています。</p> <p>いただいたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>P,30 基本的施策(8) 具体的施策 29 地域活動団体へ啓発と支援 P,32 2 プランを推進する体制の整備</p>	<p>地域づくり応援課には、「性別にとらわれず誰もが参画できる活動にするための情報提供や啓発を行う」ための、根拠となる情報、具体的なアドバイスを、「自治会」「地域づくり協議会」「地域活動団体」に提供できるだけの人と予算、明確な担当部署名(男女共同参画・女性活躍推進担当)を必要とします。</p> <p>所管課が中心となり全庁的に連携を図りながら推進</p> <p>現在、市民活動・地域支援・青少年育成の組織の中に「磐田市男女共同参画推進条例」の担当課は、男女共同参画の一文字もなく埋もれています。男女共同参画は市民活動ではなく、行政施策です。全庁的な連携のためにも政策部門に置く必要があります。</p>	<p>男女共同参画は性別という固定的な枠組みにとらわれず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現していくという意味で重要な行政施策であると認識しています。</p> <p>このため、これまでも関係部署をはじめ、必要に応じて企画部門や総務部門と調整しながら推進してきました。</p> <p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>